

税の申告受け付け開始

西支所での申告受け付けは市・府民税のみになります

市役所での申告受け付け

市・府民税、所得税の受け付けが2月18日(月)から始まります。

市役所での申告受け付けは、所得税の確定申告が3月1日(金)まで。3月4日(月)以降は、市・府民税の申告のみとなります。なお、今年から西支所では、市・府民税のみとなります。

会場や日程の詳細は下表のとおり。

市・府民税 申告書の送付

昨年、市・府民税の申告をした人には1月下旬に申告書を送付しています。届いていない人や新たに申告が必要になった人は、税務課へ連絡を。

▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

舞鶴税務署からのお知らせ

◆年金・給与所得者の還付申告相談会場 年金所得者や給与所得者の所得税の還付申告は、次の申告相談会場でも受け付けます。

【日時】 2月13日(水)15日(金)9時~12時と13時~16時

【場所】 市政記念館

※今年度は西総合会館、商工観光センターでの開設はありません。

◆国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」利用のご案内 ホームページの画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税申告書が作成できます。作成した申告書はプリンターで印刷し、郵送で提出できます。ぜひご利用ください。

▼詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。

公的年金を受給している人へ

市・府民税の申告をする人

市・府民税が減額になる場合があります

国の税制改正により、公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、その他の所得が年間20万円以下の人には、所得税の確定申告が不要になりました。

しかし、市・府民税が課税になる人で、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)や、医療費控除、扶養控除等各種控除の追加変更がある場合は、市・府民税の申告書を提出すると、市・府民税が減額になる場合があります(確認は下図参照)。

市・府民税の申告は、5年間(現年度を含む)さかのぼって行うことができます。控除の申告漏れがないようご注意ください。また、所得と控除の状況によっては税額が変わらない場合もあります。

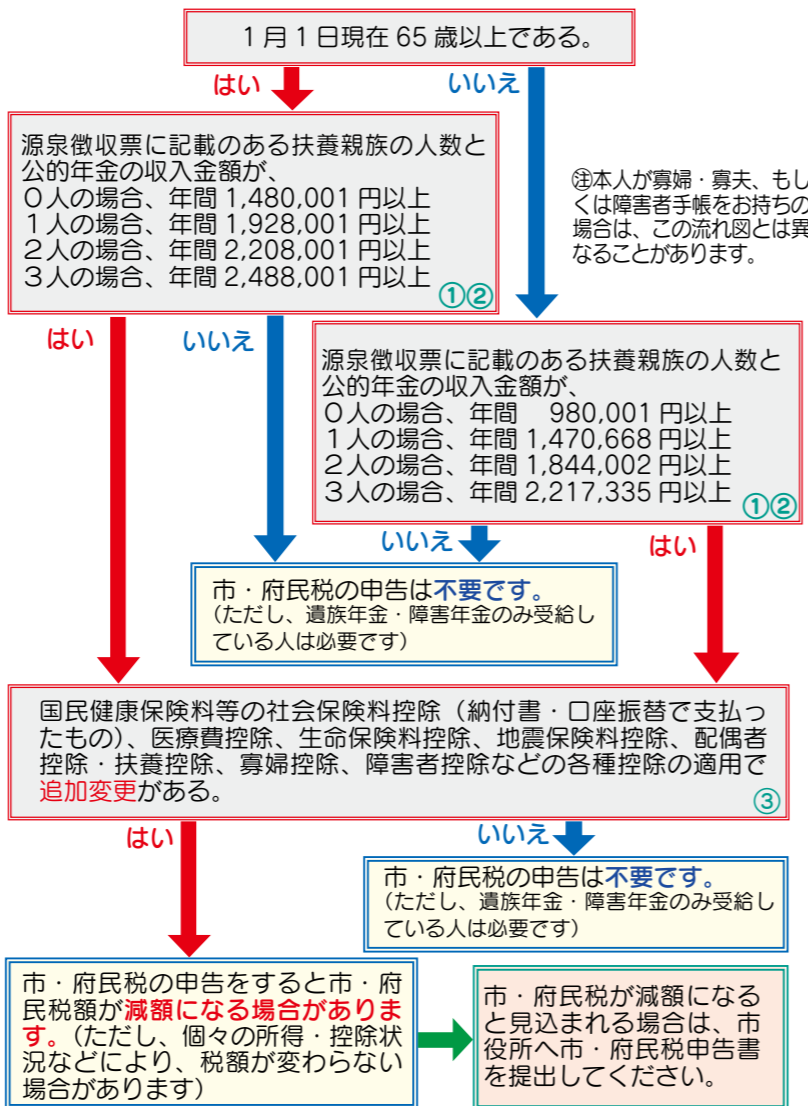
▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。



市・府民税 申告の要否確認図 (平成25年申告用)

下記の源泉徴収票(一例)に記載された①~③の金額や人数などを、右記の①公的年金の収入金額②扶養親族の人数③各種控除に当てはめてご確認ください。

支払者 氏名	住所 〒 市 区 丁目 番 号	生年月日
年金の種類	本人	扶養対象親族の人数
国民健康保険料等の社会保険料控除	医療費控除	生命保険料控除
地震保険料控除	配偶者控除	扶養控除
寡婦控除	障害者控除	社会保険料の金額
特定	老人	その他
特別	その他	特別
その他	特別	その他
支払者		



▲上記の様式は、源泉徴収票の一例を示したものです。様式は、年金の支払者によって異なります。

申告受け付けの日程

受付会場	舞鶴税務署	西支所	市政記念館	市役所
受付時間	9時~17時	9時~16時	9時30分~12時 13時~16時	市・府民税: 9時~16時 所得税: 9時30分~16時
受付申告書	所得税 市・府民税	所得税 市・府民税	所得税 市・府民税	所得税 市・府民税
月日	曜日			
2/4	月	●	●	
2/5	火	●	●	
2/6	水	●	●	
2/7	木	●		
2/8	金	●		
2/12	火	●		
2/13	水	●	●	●
2/14	木	●		●
2/15	金	●	●	●
2/18	月	●	●	●
2/19	火	●	●	●
2/20	水	●	●	●
2/21	木	●	●	●
2/22	金	●	●	●
2/25	月	●	●	●※
2/26	火	●	●	●※
2/27	水	●	●	●※
2/28	木	●	●	●
3/1	金	●	●	●
3/4	月	●	●	●
3/5	火	●	●	●
3/6	水	●	●	●
3/7	木	●	●	●
3/8	金	●	●	●
3/11	月	●	●	●
3/12	火	●	●	●
3/13	水	●	●	●
3/14	木	●	●	●
3/15	金	●	●	●

ご注意ください

①申告の相談・受け付けは、●印がついているところで実施。●印のないところは、相談・受け付けができません。また、各会場とも、土・日・祝日は受け付けできません。

②市役所での所得税の確定申告の相談・受け付けは、税理士による相談日を除き、給与・年金所得者の所得税還付申告などが対象です。

※2月25日(月)~27日(水)の市役所での確定申告の相談・受け付けは、近畿税理士会舞鶴支部所属の税理士が実施。給与・年金所得者の還付申告以外にも、事業・農業・不動産所得者の申告相談も受け付けます。